

# 令和2年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和2年9月4日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥園	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田 中 裕 樹	係 長	宋	由美子
参 与	馬 場 洋 輝	書 記	大 木	新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求める者は次のとおりである。

市 長	松 鳴 盛 人	総 務 課 長	樋 鳴 晋 治
副 市 長	宮 寄 敬 介	財 政 課 長	大 坪 康 春
教 育 長	待 鳥 博 人	企画振興課長	木 村 勝 幸
監 査 委 員	平 井 常 雄	財政課長補佐兼財政係長	松 尾 郁 代
総 務 部 長	西 山 俊 英	福祉事務所長	木 村 加代子
保健福祉部長	松 尾 博	健康づくり課長	田 中 聰 美
市民部長 兼市民課長	吉 開 照 修	環境衛生課長	松 尾 和 久
環境経済部長	坂 田 良 二	農林水産課長	宮 崎 眞 一
建設都市部長	富 重 巧 斎	商工観光課長	猿 本 邦 博
教 育 部 長	野 田 圭一郎	上下水道課長	甲斐田 裕 士
消 防 長	北 嶋 俊 治	学校教育課長	藤 吉 裕 治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (8) 認定第1号 令和元年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第2号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第3号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第4号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第5号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第6号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第7号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第8号 令和元年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第9号 令和元年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (17) 議案第50号 みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (18) 議案第51号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の制定について
- (19) 議案第52号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- (20) 議案第53号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (21) 議案第54号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
  - (22) 議案第55号 財産の取得について
  - (23) 議案第56号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
  - (24) 議案第57号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - (25) 議案第58号 令和2年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 

午前9時30分 開会

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。ただいまから令和2年定例第3回市議会を開会してまいります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会期の決定について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年定例第3回市議会の運営につきまして、8月25日及び、報道であっております大型台風10号の接近に伴う対応について、本日9月4日に緊急に議会運営委員会を開催したところでございます。その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告1件、認定9件、議案9件でございます。

第2に、本会議の開催は本日9月4日から9月18日までの15日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては広報みやまでお知らせしておりましたが、台風の接近に伴い、9月7日月曜日を休会とし、8日及び9日に一般質問を行うこととして皆様方に既に資料を配付しておるところでございますので、御参考方お願い申し上

げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託といたします。

認定第1号から認定第9号までの9件につきましては、決算審査特別委員会へ付託といたします。

議案第50号につきましては即決といたします。

議案第51号及び議案第54号の2件につきましては、総務常任委員会へ付託といたします。

議案第52号、議案第53号及び議案第55号の3件につきましては、文教厚生常任委員会へ付託といたします。

議案第56号から議案第58号の3件につきましては、全体審議といたします。

なお、今回の会議につきましても、新型コロナウイルス感染対策のため、執行部につきましては議案審議に必要最小限での出席体制としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（荒巻隆伸君）

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの15日間に決定をいたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、3番村上義徳君、4番奥薦由美子君、両名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3. 監査報告について監査委員の報告を求めます。平井監査委員よろしくお願ひします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。まず、令和2年4月1日に特別会計の公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業が公営企業会計に移行いたしました。それによりまして、令和2年4月分より例月出納検査におきましては、水道事業会計と同じく下水道事業会計として実施することになったことを申し添えます。

それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市的一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、令和2年4月分を5月26日、5月分を6月25日、6月分を7月27日に実施いたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何の非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

**日程第4 請願付託の報告について**

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第4. 請願付託の報告について。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について紹介議員の説明を求めます。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

請願理由の説明を行っていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月に全国の学校で一斉臨時休業が行われて以降、4月には緊急事態宣言が出され、5月には宣言の継続が決定されて、学校の臨時休業が延長されました。その後、段階的に学校再開が進められていますが、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など、教職員が不断の努力を続けております。

学校現場では新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっております。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っております自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大変大きな問題であります。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において、計画的な教職員定数改善と教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することが実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いするものでございます。

請願の趣旨を十分理解していただき、請願の提出をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

請願第2号は総務常任委員会（10ページで訂正）に付託をいたします。

#### 日程第5 議案一括上程

○議長（荒巻隆伸君）

日程第5. 議案の一括上程を行います。

報告第5号の1件、認定第1号から第9号までの9件、議案第50号から第58号までの9件を一括議題といたします。

#### 日程第6 提案理由説明

○議長（荒巻隆伸君）

日程第6. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長お願ひします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日ここに、令和2年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、議案第58号 令和2年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）までの19件でございます。

まず、報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和元年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率について報告するものでございます。

財政の健全度を表します4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。

次に、認定第1号 令和元年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第8号 令和元年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定までの8件につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和元年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第9号 令和元年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、議会の議決と併せて同法第30条第4項の規定により提出する決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴い、関係条例の「障害」の「害」の表記を漢字から平仮名に改正するものでございます。

次に、議案第51号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の制定につきましては、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金について、ふるさとみやま応援基金を設置し、管理の一体化及び運用の明確化を図り、本市のまちづくりを応援する寄附者の意向を反映した事業を推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第52号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第53号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第54号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するに当たりまして、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号 財産の取得につきましては、市内の小・中学校に配付するパソコンやタブレットの購入に当たりまして、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号から議案第58号につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでございます。今回の一般会計の補正予算は、令和2年7月豪雨災害により被災した農地、水路、道路等の復旧に係る経費及び新型コロナウイルス感染症対策への支援策であります。みやま全力応援事業の第6弾に要する経費のほか、ふるさとみやま応援基金への寄附金の積立てや市民栄誉賞の表彰に係る経費につきまして計上いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、介護給付費等事業費及び地域支援事業費の前年度精算による国等への返還金を計上いたしております。

次に、下水道事業につきましては、未収金及び未払金の額の確定のほか、固定資産評価額が確定したことに伴う長期前受金戻入額及び減価償却費の額等について補正するものでございます。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。どうぞよろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

先ほど請願第2号につきまして、総務常任委員会に付託と申し上げましたが、誤りでございまして、文教厚生常任委員会に付託ということでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### 日程第7 報告第5号

#### ○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第7. 報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めます。西山総務部長お願いします。

#### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。それでは、報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の令和元年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率はありません。本市の令和元年度普通会計の決算は504,971千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和元年度決算における全ての会計の収支は1,672,045千円の黒字となつており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和元年度は前年度より0.6ポイント改善し、4.2%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市の令和元年度決算は将来負担すべき負債の合計に対して、基金や今後地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。

次ページをお願いいたします。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、令和元年

度決算は、水道事業会計から生活排水処理事業会計まで全て黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

本市の令和元年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判断比率を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査にも付しておりますので申し添えておきます。

以上、報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして説明を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

ここで監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、令和元年度みやま市の財政健全化、公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和2年7月31日に実施いたしました。いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、別紙意見書を御高覧いただきたいと思います。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないよう、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、令和元年度の経営健全化審査意見とさせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようお願いをいたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第5号 令和元年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

#### 日程第8～第16 認定第1号～認定第9号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第8. 認定第1号 令和元年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、  
日程第16. 認定第9号 令和元年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について  
までの9件について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。それでは、認定第1号から認定第8号まで、令和元年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値及び主要な施策の成果の概要につきましては、令和元年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書を基に申し上げます。

また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

少々長くなりますけど、よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号 令和元年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

こちらの成果説明書の4ページをお願いいたします。

まず、I 決算規模・収支の状況でございますが、令和元年度みやま市一般会計の歳入決算額は19,739,110千円、歳出決算額は19,092,260千円となり、歳入歳出差引額は646,850千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源141,970千円を差し引いた実質収支は、504,880千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はマイナスの0.9%、歳出決算額もマイナスの0.6%、それぞれ減となっております。

続きまして、歳入の決算の概要について御説明いたします。

成果説明書、同じく4ページのII歳入の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,741,900千円、前年度比2.0%の増となっております。償却資産の増加に伴い、固定資産税が増えたことなどが主な要因でございます。

続いて、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されております。

2款. 地方譲与税は自動車重量譲与税の増加などにより、前年度比0.3%の増、214,590千円、また、6款. 地方消費税交付金は輸入取引に伴う貨物割の減少等により、前年度比2.3%減の609,760千円となっております。

次に、10款. 地方交付税の決算額は5,748,960千円と、歳入全体の29.1%を占めておりますが、前年度と比較して87,700千円の減、前年度比マイナス1.5%となっております。普通交付税における合併算定替えの段階的縮減や事業費補正の減などによるものでございます。

続いて、14款. 国庫支出金は決算額2,656,250千円、前年度と比較して47,800千円の増、率でプラス1.8%となっております。子どものための教育・保育給付費負担金の増や第2期埋立処分地整備事業に伴う衛生費国庫補助金の増加などが主な要因となっております。

次に、15款. 県支出金は決算額1,756,040千円となっており、前年度比187,150千円の増、率でプラス11.9%でございます。これは農村地域防災減災事業などの農林水産業費補助金の増加等によるものでございます。

次に、17款. 寄附金は209,060千円の決算額となっており、前年度に対して84,310千円の増、プラス67.6%となっております。ふるさと寄附金の増が主な要因でございます。

最後に、21款. 市債は決算額2,081,570千円、前年度比879,940千円の減、率にしてマイナス29.7%となっております。これは前年度にバイオマスセンター整備事業に係る市債が大きかったことなどによるものでございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。

成果説明書19ページをお願いいたします。19ページのⅢ歳出の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 議会費は決算額171,990千円、前年度に対し3,180千円の減、率にしてマイナス1.8%でございます。議員報酬の減などによるものでございます。

次に、2款. 総務費は決算額2,564,310千円、前年度に対し32,450千円の増、率にしてプラス1.3%となっております。ふるさと寄附金の増に伴い、まちづくり振興基金積立金の増などが主な要因でございます。

続きまして、3款. 民生費は7,194,690千円の決算額で、前年度比181,020千円の増、率でプラス2.6%となっております。低所得者子育て世帯プレミアム商品券事業や旧東山老人ホーム組合解散清算負担金の増加が主な要因でございます。

次に、4款. 衛生費は決算額2,113,230千円、前年度比377,570千円の減、率にしてマイナス15.2%となっております。新ごみ処理施設、新火葬施設整備に伴う有明生活環境施設組合負担金は増加したものの、バイオマスセンター建設工事費の皆減などが主な要因でございます。

次に、6款. 農林水産業費は決算額が1,286,900千円、前年度比36,480千円の増、率にしてプラス2.9%となっております。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金やため池耐震調査業務委託料の増などによるものでございます。

続きまして、7款. 商工費は261,490千円の決算額で、前年度比1,920千円の減、率でマイナス0.7%でございます。産業団地測量調査等委託料の減によるものでございます。

次に、8款. 土木費は決算額1,802,510千円、前年度比32,980千円の減、率でマイナス1.8%となっております。過疎対策道路整備事業費の減などによるものでございます。

続きまして、9款. 消防費は734,870千円の決算額で、前年度比13,830千円の減、率にしてマイナス1.8%でございます。これは前年度に高規格救急自動車の購入があったことなどによるものでございます。

次に、10款. 教育費は決算額1,567,860千円、前年度比82,420千円の増、率でプラス5.5%となっております。特別教室空調設備工事や瀬高小給食室整備工事の増などによるものでございます。

続いて、11款. 災害復旧費は決算額104,750千円、前年度比64,790千円の増、率にして162.2%の大幅増となっております。令和元年8月の大雪や9月の台風17号によります農業用施設、公共土木施設の災害復旧工事費の増によるものでございます。

最後に、12款. 公債費は決算額1,278,580千円、前年度比79,330千円の減、率にしてマイナス5.8%となっております。まいピア高田建設事業分の過疎債や平成5年度の瀬高及び山川庁舎増改築事業の償還終了などによるものでございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算の状況について御説明いたします。

認定第2号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

御説明いたします。

成果説明書は264ページでございます。

264ページ中ほど、令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,534,550千円、歳出決算額が5,353,650千円で、歳入歳出差引額は180,890千円の黒字となっております。

265ページでございますが、前年度と比較いたしますと、被保険者数の減少などで歳入決算額合計で95,310千円の減、歳出決算額は138,690千円の減となっております。

同ページ上段、歳入決算額のうち、1款. 国民健康保険税は決算額954,750千円、前年度比15,070千円の減、また、歳出決算額のうち、2款. 保険給付費の決算額は3,853,050千円、前年度比51,820千円の減となっております。

続きまして、認定第3号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書274ページからでございます。

274ページの中ほど、令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額638,960千円、歳出決算額636,830千円、歳入歳出差引額は2,120千円の黒字となっております。

同ページ下の表になります。前年度と比較いたしますと、歳入決算額で1,710千円の増、次のページの歳出決算額で1,740千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主な要因でございます。

次に、認定第4号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書278ページからでございます。

まず、介護保険事業勘定でございますが、第7期介護保険事業計画の2年目に当たる令和元年度の歳入決算額は5,166,480千円、歳出決算額は4,949,190千円で、歳入歳出差引額は217,280千円の黒字となっております。

278ページ下の表でございますが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額で38,510千円の増、次のページ上段の歳出決算額で52,540千円の増となっております。

続いて、成果説明書286ページをお願いいたします。

286ページ中ほどです。介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額15,260千円、歳出決算額10,320千円で、歳入歳出差引額は4,940千円の黒字となっております。

次に、認定第5号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は288ページからでございます。

288ページの中ほど、歳入決算額は390,010千円、歳出決算額は380,540千円で、歳入歳出差引額は9,470千円の黒字となっております。

なお、公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業の3つの下水道事業特別会計については、令和2年度より地方公営企業法を適用したため、令和2年3月31日をもって特別会計を廃止いたしております。

290ページの下段になります。打切決算になったことに伴い、前年度と比べ、歳入総額で33,000千円、次のページの歳出総額で26,430千円のそれぞれ減となっております。

続きまして、認定第6号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書298ページからでございます。

298ページの中ほど、歳入決算額は51,090千円、歳出決算額は48,040千円で、歳入歳出差引額は3,040千円の黒字となっております。打切決算の影響により、歳入歳出ともに前年度に比べ減少いたしております。

次に、認定第7号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は304ページからでございます。

304ページの中ほど、歳入決算額は378,830千円、歳出決算額は355,000千円で、歳入歳出差引額は23,830千円の黒字となっております。

305ページになりますが、ほかの下水道事業特別会計と同様に、歳入総額で76,040千円、歳出総額で92,910千円のそれぞれ減となっております。

最後に、認定第8号 令和元年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書、最終ページの310ページでございます。

前年度に引き続き用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差引は80千円の黒字でございます。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議

の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

続いて、甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。では、認定第9号 令和元年度みやま市水道事業剩余金の処分及び決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、決算書15、16ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、15ページ下段にあります収益合計は520,500千円、16ページ下段の費用合計は481,260千円でございます。前年度と比較しまして、収益では4,370千円、0.8%の減、費用では12,000千円、2.5%の増となっております。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算につきまして、中段下ほどにあります経常利益は39,370千円となり、下段にあります特別損失130千円を差し引いた当年度純利益は39,230千円となります。前年度繰越利益剰余金はございませんが、前年度に積み立てた減債積立金等を取り崩し、未処分利益剰余金変動額56,270千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は全体として95,510千円となります。

9ページを御覧ください。

この剰余金の処分案が令和元年度みやま市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。企業債償還のため取り崩して発生した分と、補助金等の消費税相当額を振り替えた分を合わせた56,270千円を資本金への組入れに予定しております。

なお、本年度は減債積立金の積立てをせず、39,230千円を繰越利益剰余金として次年度以降に繰り越すこととしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額136,060千円、同ページの下段にあります支出決算額355,150千円でございます。

収支不足額219,080千円につきましては、3ページから4ページの最下段に記載しております。

ますとおり、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の29ページに補填財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は725,460千円となっております。

今後とも、経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を頂いている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ここで監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

令和元年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から水道事業会計決算までの9会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額19,739,116,161円、歳出決算額19,092,260,814円で、差引額といたしましては、形式収支として646,855,347円でございます。

国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は12,175,301,311円、歳出決算額が11,733,603,630円で、差引額といたしましては441,697,681円となっております。

一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額が31,914,417,472円、歳出決算額が30,825,864,444円、差引額といたしましては1,088,553,028円となっております。

一般会計、特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

また、水道事業の決算状況といたしまして、収益的収支については、収益的収入が560,968,746円、収益的支出が497,876,663円で、差引額は63,092,083円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が136,066,649円、資本的支出が355,156,413円で、収支差引219,089,766円の不足額につきましては、前年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金をもって補填をされております。

以上が令和元年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、決算審査意見書に記載いたしておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

審査は水道事業会計を8月4日に、一般会計及び特別会計を7月9日から8月4日の間に実施し、全ての課等において決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1番目に、税等の徴収でございます。市税の収入率は96%と良好な状態であります、収入未済額につきましては、前年度と比較して2.8%増加しており、引き続き住民の納税意識の高揚が必要かと思われます。

徴収事務につきましては、収入率の改善に向けた取組に努力の跡がうかがえるところであります、今後も税の公平性を保つ意味からも、その徴収には毅然とした姿勢をもって当たられ、収入未済額の解消に向けてなお一層の努力を望むものでございます。

また、地方交付税が減額していく中、今後のみやま市の財源安定化のためには、自主財源を確保する取組が重要でございます。

2番目に、予算の流用及び充用でございます。

いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されるよう望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。

不用額については、経費節減に伴うものでございますが、大部分は執行残であり、予算編成の段階で前年度踏襲的な予算計上ではなく、事業内容を十分に精査した上で予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

また、基金繰入れを行っている財政状況の中では、今後も執行状況を的確に把握し、年度途中において不用額が認められるものについては、減額補正をするなど財源の有効活用を図られるよう望むものでございます。

4番目に、その他でございますが、補助金交付団体に対しましては、構成規模や事業内容等を精査され、引き続き補助金額を検討されることを望みます。

5番目に、公有財産の遊休土地についてでございます。計画的かつ早急に処分を進められるよう望むものでございます。

6番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、少子・高齢化や医療技術

の高度化などにより、医療費は増加傾向にあり、早期発見、早期治療による保険給付の抑制を図るため、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算ではありますが、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、今後も漏水調査等により発見された漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等を行い、老朽化した設備の計画的な改善を図り、有収率の向上を図ることを望むものであります。

また、水道使用料の未納額については、その解消に向けた取組に努力の跡がうかがえるところでございますが、引き続き力を注がれ、さらなる経費の節減と将来の水需要に備え、万全を期されるよう望むものでございます。

以上、各会計について審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が得られるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

以上、決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいまから令和元年度の決算審査に入りますが、今後、14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議することにしておりますので、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は認定第1号から認定第9号まで一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番河野一仁君、2番森弘子君、3番村上義徳君、4番奥園由美子君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、8番前原武美君、9番上津原博君、10番瀬口健君、12番中尾眞智子君、13番中島一博君、14番宮本五市君、15番牛嶋利三君、以上14名の諸君を指名いたします。

### 日程第17 議案第50号

#### ○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第17. 議案第50号 みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

#### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第50号 みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は障害者差別解消法の施行により、新たにみやま市「障がい」の表記に関する指針を定めたことに伴い、条例中の「障害」の規定について、漢字の「害」を平仮名の表記に整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、条例中の「障害」の表記につきまして、その内容等を精査し、法律名、法律用語等を除いた人の状態を表す語句の漢字の「害」を平仮名表記に改めるものでございます。

21の条例につきまして、154か所の改正をいたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番上津原博君。

#### ○9番（上津原 博君）

議案第50号でありますけれども、これは前回も出されておりまして、精査してから条例等を全部平仮名表記にするということでありますけれども、これで大体条例等は全部終わったのか。今後、行政等の文書については、またその後ずっと平仮名表記にするということで報告を受けておりますけれども、今現在ある条例についてはこれで大体終わったという認識で

いいんですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今現在、条例でいたしております分につきましては、これで全て平仮名表記に変更できる分はしております。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第50号 みやま市「障がい」の表記に関する指針の策定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第51号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第18. 議案第51号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の制定について提案理由の説明を求める。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第51号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成20年より始まりましたふるさと納税制度により寄せられた寄附金につきまして、これまで寄附者の意向に応じて、それぞれの特定目的基金へと積立てをしておりましたが、ふるさと納税による寄附金の管理について一本化し、運用の明確化を図るため、ふるさとみやま応援基金を設けるものでございます。

基金条例の内容でございますが、第1条は基金を設置する目的を規定しております。

基金は、本市のまちづくりを応援する寄附者の意向を反映した事業の推進に資することを目的としています。

続いて、第2条積立てから第8条委任までの規定につきましては、既に設置いたしており基金条例と同様に、基金の管理や運用方法等を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

ただいまのふるさとみやま応援基金条例の議案につきまして、ここに書いてあります第3条の2なんですけど、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」という一文がございますけれども。今、みやま市の財政運用収入等を見ますと、配当金あるいは基金の利子というのが載っておるんですけども、これ以外に、ここに書いてあるように、「確実かつ有利な有価証券に代えることができる」という文がありますと、そういう運営の方法を今考えておられるのかと、ふと思ってしまうんですが、この考え方方が非常に確実というのではなくかあり得ないことで、この一文が必要かどうかと私は疑問に思いますので、そこの説明をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

村上議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、みやま市におきましては、令和元年度まで国債を購入いたしまして運用を図ってきておったところです。それ以外の社債とかリスクが高いやつは、今のところ頭の中には入れていないところでございます。

国債も、令和元年度中には売ったような形で運用益を出しておるところでございます。それ以外の分については、そう簡単にはできないかというふうに思っておるところです。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

国債は今後も扱う予定であるんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

国債も価格にそれぞれ変動がございまして、購入可能であれば安全な分だというふうに考えておりますので、今後も買えるときは購入をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

運用も大事なことだと思うんですが、こういった善意でみやまを応援しようという基金でございますので、ぜひその辺もしっかり考えていただいて、しっかりした運用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号は総務常任委員会に付託をいたします。

### 日程第19 議案第52号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第19. 議案第52号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、議案第52号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等においては、家庭的保育事業者等は満3歳の卒園に際して、その後の受皿となる保育所や認定こども園等の連携施設を適切に確保しなければなりませんが、市長が保育所や認定こども園等に優先的に入所できる措置等を行っているときや連携施設の確保が著しく困難な場合は、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができるとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。11時から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第20 議案第53号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第20. 議案第53号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第53号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、特定地域型保育事業者は、満3歳の卒園に際して、その後の受皿となる保育所や認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければなりませんが、市長が保育所や認定こども園等に優先的に入所できる措置等を行っているときや連携施設の確保が著しく困難な場合は、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができるとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第54号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第21. 議案第54号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第54号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成22年10月に協定を結んでおります大牟田市との定住自立圏形成協定につきまして、その具体的取組等を掲げた第2次有明圏域定住自立圏共生ビジョンが令和2年度をもって計画期間を終了いたしますことから、新たな共生ビジョンの策定に当たり、協定内容の見直しを行うため、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

協定の変更内容でございますが、既存事業の取組内容の見直しのほか、新たに環境保全活動の推進、危機管理体制の強化、業務効率化の推進の3つの取組事項を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第22 議案第55号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第22. 議案第55号 財産の取得について提案理由の説明を求めます。野田教育部長お願いします。

○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。それでは、議案第55号 財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は国のG I G Aスクール構想におけるパソコンやタブレットの児童生徒1人1台配備計画に基づき、パソコンやタブレット機器2,729台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指名競争入札を行った結果、パソコンやタブレット2,729台及び附属品等の取得価格は120,670千円、契約の相手は株式会社ウチダシステムズ大牟田支店でございます。

なお、機器の購入に係る財源としまして、国庫補助金として公立学校情報機器整備費補助金及び地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

### 日程第23 議案第56号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第23. 議案第56号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第56号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2,166,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,815,088千円といたしております。

まず、予算書の5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表地方債補正は、農地災害復旧事業を追加し、臨時財政対策債の限度額変更のほか、歳出予算に連動して3つの事業の限度額を変更いたしております。

続いて、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書8ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税65,355千円は、一般財源の額を調整して追加いたしております。

続いて、9ページ、13款1項2目の農地災害復旧事業費分担金は、農地災害復旧事業における受益者個人からの分担金25,000千円を計上いたしております。

次に、予算書10ページ、15款1項3目の公共土木施設災害復旧費負担金は、道路等の災害復旧工事に係る国庫負担金で550,275千円を計上いたしております。

続きまして、11ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本市が今まで取り組んでまいりましたがまだす・みやま全力応援事業の第6弾までの経費に充てるため、162,157千円を追加いたしております。

次に、予算書12ページ、16款2項5目の宿泊税交付金は、観光資源の魅力向上や観光の振興を図るため、令和2年度より福岡県が徴収する宿泊税を原資に市町村へ交付されるもので、500千円を計上いたしております。

続いて、8目の災害復旧費県補助金は、農林水産施設の災害復旧事業に係る県補助金で、農地50,000千円、農業用施設146,740千円を計上いたしております。

次に、予算書14ページをお願いいたします。

19款2項1目の財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策における財源を財政調整基金繰入れにて調整してまいりましたが、国から地方創生臨時交付金の2次交付限度額が示され、今回の補正で財源更正を行うため、財政調整基金繰入金1億円を減額いたしております。

次の3目から9目の各特定目的基金繰入金は、今回新たにふるさとみやま応援基金を創設するに当たり、令和元年度末までに各基金に積み立てておりましたふるさと寄附金積立残高分合計520,811千円を取り崩し、新たな基金へ積み立て直すものでございます。

続いて15ページ、20款1項1目。前年度繰越金342,167千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に、予算書16ページ、22款1項1目の臨時財政対策債は、額の確定により24,071千円を追加いたしております。

また、2目。衛生債及び8目。災害復旧債については、歳出予算と連動し、それぞれ市債を追加いたしております。

続いて、歳出予算について御説明いたします。予算書17ページからでございます。

2款1項1目の国土強靭化地域計画策定委託料は、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を推進するための計画策定委託料で、5,400千円を計上いたしております。

次の市民栄誉賞表彰費は、市民に夢と希望を与え、顕著な功績がある方に対し、市民栄誉賞を授与するもので、人間国宝に認定されました杵屋勝国氏に授与する予定でございます。

次の2目、文書広報費は、今まで取り組んでまいりました新型コロナウイルス感染症対策経費の財源更正を行うものです。

これ以降、補正額ゼロ円で財源更正を行っております項目につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対策に伴う財源更正となりますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、5目の庁舎等營繕工事費2,000千円は、旧消防庁舎でありました庁舎第2別棟の雨漏り対策工事費を追加いたしております。

続いて、8目の定住促進費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の学生生活を送ることが困難となっている大学生等を応援するため、地域の特産品を詰め合わせた応援物資を支給するもので、報償費5,000千円、通信運搬費1,800千円を計上いたしております。

次に、9目の財政調整基金積立金は、条例に基づき260,000千円を追加いたしております。

また、ふるさとみやま応援基金積立金721,071千円は、まちづくり振興基金へ積み立てるとしていた令和2年度の寄附金予算額2億円を減額し、令和元年度末ふるさと寄附金積立残高分と合わせて、ふるさとみやま応援基金へ積み立てるものでございます。

続いて、10目の情報化推進費は、ウェブ会議を行うための設備導入や消防庁舎における高速インターネット回線整備を行うもので、合計で3,454千円を計上いたしております。

次に、予算書20ページをお願いいたします。

4款1項1目の県南広域水道企業団出資金400千円は、第2期拡張事業の事業費増額に伴う出資金を追加補正するものでございます。

続いて21ページ、4款2項2目の塵芥処理施設工事費は、清掃センター焼却炉の安定した稼働を保つため緊急補修工事を行うもので、33,000千円を追加いたしております。

また、5目の液肥散布管理システム構築委託料は、バイオマスセンターで精製したバイオ液肥を農地に散布する事業において、3密を回避するために地図等を電子化し、タブレット端末を活用した現地確認や散布管理のシステムを構築するもので、2,700千円を計上いたし

ております。

また、テレワーク等環境整備工事費21,703千円は、ルフラン2階の空き教室をテレワークやワーケーションなどが可能となる施設へ改修するものでございます。

次に、予算書24ページをお願いいたします。

24ページ、7款1項3目の観光地景観整備事業費は、県の宿泊税交付金を活用し、清水山に街灯設置を行うもので、600千円を計上いたしております。

次に、飛びまして予算書28ページをお願いいたします。

28ページ、10款4項3目の清水寺三重塔付近地質調査・設計業務等委託料は、市所有である清水寺三重塔付近の地盤に亀裂が生じているため地質調査等を行うもので、14,640千円を計上いたしております。

続いて29ページ、11款1項1目の農業用施設補助災害復旧事業費は、7月の大震により被災した農道等の災害復旧工事費220,000千円を追加いたしております。

次の農業用施設単独災害復旧事業費は、農道、水路等の復旧に係る機械借上料33,000千円や補助の対象とならない単独災害復旧工事費9,500千円などを計上いたしております。

次に、3目の農地災害復旧事業費は、被災した農地の復旧事業で災害復旧工事費1億円、復旧に必要な材料を支給するための原材料費2,500千円、生産者自身による復旧費用の一部を助成する小規模農地災害復旧事業補助金30,000千円を計上いたしております。

最後に、予算書30ページです。

11款2項1目の公共土木施設補助災害復旧事業費は、農業用施設と同様に道路等の災害復旧工事費8億円を追加いたしております。

次の公共土木施設単独災害復旧事業費は、道路等の復旧に係る機械借上料33,000千円や補助の対象とならない単独復旧工事費14,600千円などを計上しております。

次の都市公園災害復旧事業費は、濃施山公園の補助災害復旧工事費25,000千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま議題となっています議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第24 議案第57号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第24. 議案第57号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第57号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ53,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,170,706千円といたします。

まず、歳入予算でございますが、6ページをお願いいたします。

6ページ、8款1項1目の前年度繰越金53,761千円は、財源を調整し、計上いたしております。

次に、歳出予算でございますが、7ページの7款、諸支出金、1項2目、償還金は、介護給付費等事業費及び地域支援事業費の前年度精算による国県支払基金への返還金53,761千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま議題となっています議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

#### 日程第25 議案第58号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第25. 議案第58号 令和2年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第58号 令和2年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度からの地方公営企業法適用におきまして、前年度の経過措置として発生しました未収金及び未払金の額の確定のほか、公営企業会計の開始時点である令和2年4月1日時点の固定資産評価額が確定したことに伴い、長期前受金戻入額及び減価償却費の額等について補正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま議題となっています議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。議事の都合によって、9月7日を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、9月7日を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月8日となっておりますので、御承知おき願います。

午前11時24分 散会